# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

| 評価書番号 | 評価書名                |
|-------|---------------------|
| 10    | 保育の実施に関する事務 基礎項目評価書 |

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

南あわじ市は、保育の実施に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために十分な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

#### 評価実施機関名

南あわじ市長

#### 公表日

令和5年3月29日

| I 関連情報        |  |  |  |  |  |  |
|---------------|--|--|--|--|--|--|
| 1. 特定個人情報ファイル | レを取り扱う事務   |  |  |  |  |  |
| ①事務の名称        | 保育の実施に関する事務  |  |  |  |  |  |
| ②事務の概要        | 保育所等への入所承諾及び保育の実施、解除又は費用の徴収に関する事務を行う。  |  |  |  |  |  |
| ③システムの名称      | <ul><li>1 子ども・子育てシステム</li><li>2 団体内統合宛名システム</li><li>3 中間サーバGW</li><li>4 中間サーバー</li><li>5 サービス検索・電子申請機能</li></ul>                                   |  |  |  |  |  |
| 2. 特定個人情報ファイル | J名   |  |  |  |  |  |
| 子ども・子育て情報ファイル |  |  |  |  |  |  |
| 3. 個人番号の利用    |  |  |  |  |  |  |
| 法令上の根拠        | 番号法第9条第1項目 別表第1第8項<br>番号法別表第1の主務省令で定める事務を定める命令第8条  |  |  |  |  |  |
| 4. 情報提供ネットワーク | システムによる情報連携  |  |  |  |  |  |
| ①実施の有無        | <選択肢>  |  |  |  |  |  |
| ②法令上の根拠       | 番号法第19条第7号 別表第2 【別表第2における情報提供の根拠】 ・なし 【別表第2における情報照会の根拠】 ・第13項 ※第1欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第2欄(事務)に「児童福祉法による保育所における保育の実施又は措置に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項 |  |  |  |  |  |
| 5. 評価実施機関におけ  | る <mark>担当部署</mark>  |  |  |  |  |  |
| ①部署           | 市民福祉部 子育てゆめるん課   |  |  |  |  |  |
| ②所属長の役職名      | 市民福祉部 子育てゆめるん課長  |  |  |  |  |  |
| 6. 他の評価実施機関   |  |  |  |  |  |  |
|               |  |  |  |  |  |  |
| 7. 特定個人情報の開示  | ・訂正・利用停止請求   |  |  |  |  |  |

南あわじ市市民福祉部子育てゆめるん課 〒656-0492 兵庫県南あわじ市市善光寺22番地1 請求先 0799-43-5219

### 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ

南あわじ市市民福祉部子育てゆめるん課 〒656-0492 兵庫県南あわじ市市善光寺22番地1 連絡先 0799-43-5219

## Ⅱ しきい値判断項目

| 1. 対象人数                                    |          |                   |           |   |   |           |  |
|--|----------|-------------------|-----------|---|---|-----------|--|
| 評価対象の事務の対象人数は何人か                           |          | [ 1,000人以上1万人未満 ] |           |   | <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上 |           |  |
| いつ時点の計数か                                   |          | 令和5年1月1日 時点       |           |   |   |           |  |
| 2. 取扱者                                     | 2. 取扱者数  |                   |           |   |   |           |  |
| 特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か                     |          | [                 | 500人未満    | ] | <選択肢><br>1) 500人以上  | 2) 500人未満 |  |
|  | いつ時点の計数か | 令和:               | 5年1月1日 時点 |   |   |           |  |
| 3. 重大事故                                    |          |                   |           |   |   |           |  |
| 過去1年以内に、評価実施機関において特定個人<br>情報に関する重大事故が発生したか |          | [                 | 発生なし      | ] | <選択肢><br>1) 発生あり  | 2) 発生なし   |  |

## Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果

基礎項目評価の実施が義務付けられる

## Ⅳ リスク対策

| 1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類                                 |           |                   |                   |   |            |  |  |  |
|---|-----------|-------------------|-------------------|---|------------|--|--|--|
| [ 基礎<br>2)又は3)を選択した評価実だ<br>されている。                     | 項目評価書     | ]<br>. それぞれ重点エ    | 頁目評価書又は全項         | <選択肢><br>1)基礎項目評価書<br>2)基礎項目評価書及で<br>3)基礎項目評価書及で<br>目評価書において、リス | が全項目評価書    |  |  |  |
| 2. 特定個人情報の入手(1  | 青報提供ネットワ  | ークシステムを           | <b>を通じた入手を除く。</b> | ,)  |            |  |  |  |
| 目的外の入手が行われるリ<br>スクへの対策は十分か                            | [ 十分      | である               | ]                 | <選択肢><br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている               |            |  |  |  |
| 3. 特定個人情報の使用  |           |                   |                   |   |            |  |  |  |
| 目的を超えた紐付け、事務に<br>必要のない情報との紐付けが<br>行われるリスクへの対策は十<br>分か | [ 十分      | である               | ]                 | <選択肢><br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている               |            |  |  |  |
| 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か       | [ +分      | である               | 1                 | <選択肢><br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている               |            |  |  |  |
| 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [ 〇 ]委託しない                       |           |                   |                   |   |            |  |  |  |
| 委託先における不正な使用<br>等のリスクへの対策は十分か                         | [         |                   | ]                 | <選択肢><br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている               |            |  |  |  |
| 5. 特定個人情報の提供・移転                                       | 〒(委託や情報提供 | キネットワークシン         | ステムを通じた提供を        | ·除く。) [ O   | ]提供・移転しない  |  |  |  |
| 不正な提供・移転が行われる<br>リスクへの対策は十分か                          | [         |                   | ]                 | <選択肢><br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている               |            |  |  |  |
| 6. 情報提供ネットワークシ  | ステムとの接続   |                   | [〇]接続             | しない(入手) [ 〇   | ]接続しない(提供) |  |  |  |
| 目的外の入手が行われるリ<br>スクへの対策は十分か                            | [         |                   | ]                 | <選択肢><br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている               |            |  |  |  |
| 不正な提供が行われるリスク<br>への対策は十分か                             | [         |                   | ]                 | <選択肢><br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている               |            |  |  |  |
| 7. 特定個人情報の保管・注  | 肖去        |                   |                   |   |            |  |  |  |
| 特定個人情報の漏えい・滅<br>失・毀損リスクへの対策は十<br>分か                   | [ 十分      | である               | ]                 | <選択肢><br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている               |            |  |  |  |
| 8. 監査   |           |                   |                   |   |            |  |  |  |
| 実施の有無   | [〇] 自己点标  |                   | 〕内部監査             | [ ] 外部監   |            |  |  |  |
| 9. 従業者に対する教育・唇  | <b>外</b>  |                   |                   |   |            |  |  |  |
| 従業者に対する教育・啓発  | [ 十分に行    | <sub>丁</sub> っている | ]                 | <選択肢> 1) 特に力を入れて行っ 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない                     | ている        |  |  |  |

#### 変更箇所

| 変更日         | 項目                                       | 変更前の記載  | 変更後の記載   | 提出時期 | 提出時期に係る説明       |
|-------------|--|---|--|------|-----------------|
| 平成27年11月26日 | システムの名称                                  | 子ども・子育てシステム、中間サーバー、団体<br>内統合宛名システム                      | 1 子ども・子育でシステム<br>2 団体内統合宛名システム<br>3 中間サーバGW<br>4 中間サーバー                    | 事後   | 記載漏れのため         |
| 平成29年3月21日  | しきい値判断項目                                 | 平成27年5月1日   | 平成29年1月1日  | 事後   |                 |
| 平成30年3月20日  | しきい値判断項目                                 | 平成29年1月1日   | 平成30年1月1日  | 事後   |                 |
| 平成31年3月22日  | I 関連情報<br>5. 評価実施機関における担<br>当部署 ①部署      | 福祉部 子育て支援課  | 市民福祉部 子育てゆめるん課   | 事後   |                 |
| 平成31年3月22日  | I 関連情報<br>5. 評価実施機関における担<br>当部署 ②所属長の役職名 | 子育て支援課長 児玉裕仁  | 市民福祉部 子育てゆめるん課長  | 事後   |                 |
| 平成31年3月22日  | I 関連情報<br>7. 特定個人情報の開示・訂<br>正・利用停止請求     | 南あわじ市福祉部子育て支援課  | 南あわじ市市民福祉部子育てゆめるん課   | 事後   |                 |
| 平成31年3月22日  | I 関連情報<br>8. 特定個人情報ファイルの<br>取扱い関する問合せ    | 南あわじ市福祉部子育て支援課  | 南あわじ市市民福祉部子育でゆめるん課   | 事後   |                 |
| 平成31年3月22日  | II しきい値判断項目<br>1. 対象人数<br>いつ時点の計数か       | 平成30年1月1日 時点  | 平成31年1月1日 時点   | 事後   |                 |
| 平成31年3月22日  | II しきい値判断項目<br>2. 取扱者数<br>いつ時点の計数か       | 平成30年1月1日 時点  | 平成31年1月1日 時点   | 事後   |                 |
| 令和2年3月24日   | II しきい値判断項目<br>1. 対象人数<br>いつ時点の計数か       | 平成31年1月1日 時点  | 令和2年1月1日 時点  | 事後   | 5年経過前の再実施       |
| 令和2年3月24日   | II しきい値判断項目<br>2. 取扱者数<br>いつ時点の計数か       | 平成31年1月1日 時点  | 令和2年1月1日 時点  | 事後   |                 |
| 令和3年3月5日    | II しきい値判断項目<br>1.対象人数<br>いつ時点の計数か        | 令和2年1月1日 時点   | 令和3年1月1日 時点  | 事後   |                 |
| 令和3年3月5日    | II しきい値判断項目<br>2. 取扱者数<br>いつ時点の計数か       | 令和2年1月1日 時点   | 令和3年1月1日 時点  | 事後   |                 |
| 令和4年3月10日   | II しきい値判断項目<br>1.対象人数<br>いつ時点の計数か        | 令和3年1月1日 時点   | 令和4年1月1日 時点  | 事後   |                 |
| 令和4年3月10日   | II しきい値判断項目<br>2. 取扱者数<br>いつ時点の計数か       | 令和3年1月1日 時点   | 令和4年1月1日 時点  | 事後   |                 |
| 令和5年3月9日    | I . 1. ③システムの名称                          | 1 子ども・子育でシステム<br>2 団体内統合宛名システム<br>3 中間サーバGW<br>4 中間サーバー | 1 子ども・子育でシステム<br>2 団体内統合宛名システム<br>3 中間サーバGW<br>4 中間サーバー<br>5 サービス検索・電子申請機能 | 事後   | 申請手続きのオンライン化のため |
| 令和5年3月29日   | II しきい値判断項目<br>1.対象人数<br>いつ時点の計数か        | 令和4年1月1日 時点   | 令和5年1月1日 時点  | 事後   |                 |
| 令和5年3月29日   | II しきい値判断項目<br>2. 取扱者数<br>いつ時点の計数か       | 令和4年1月1日 時点   | 令和5年1月1日 時点  | 事後   |                 |